

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年5月号〉

目次

1 | 法的倒産手続とM&A



2 | 企業再建のための特定調停のご紹介



3 | 倒産手続と登記・登録の重要性

～あるリース物件を例にして～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法的倒産手続とM&A

田中宏岳
Hirotake TanakaPROFILEはこちら 

第1 はじめに

経済的な窮境に陥り、破産、民事再生、会社更生等法的な倒産手続に至った企業との間でのM&Aを行う場合、通常の企業との間のM&Aとは異なった観点や手続を踏まえる必要があります。このような法的倒産手続とM&Aというフェーズにおいては、「倒産状態の会社を買う」ということへの抵抗感自体もあってか、これまで買収プレイヤーとなる企業が限られている印象を受けておりました。しかしながら、このようなM&Aにおいては、相手方が法的倒産手続下にあるからこそ認められるメリットもあるところです。そこで、本稿では、法的倒産手続におけるM&A(以下「倒産M&A」といいます。)のポイントをご紹介します。

第2 倒産M&Aの特徴

ごく簡単に申し上げれば、倒産M&Aの主なメリットは、以下のような点にあると考えられます。

1 債務圧縮による財務状態の健全化

法的倒産手続においては、裁判所における債権調査手続により対象会社の負債の額が確定され、確定された負債について、再生計画等に基づいて大幅なカットがなされることが通常です。また、一部例外はありますが、債権者が届出をしなかった債権については、そもそも不存在であったこととなりますので、買収後の簿外債務のリスクも減殺されるという効果もあります。そのため、法的倒産を申し立てた段階で債務超過にあるような会社であっても、法的倒産手続を経ることにより財務状態が健全化され、M&Aのスキーム次第でもありますが、事業価値や収益性のある部分だけを承継することが可能となります。

2 会社法上の手続の省略

通常、M&Aを行う場合、対象会社において、会社法の規定に基づいて株主総会決議等の機関決定や債権者保護手続等を経る必要があり、特にある程度の規模の会社になると、このようなプロセスそのものに多大な時間、コストを要することや、そもそも株主総会等で否決されてしまうと実行できないという不確実性が残るところです。この点、法的倒産手続においては、会社法上必要な手続を大幅に省略でき、代わりに裁判所の許可や再生計画における債権者の多数決等が要求されるものの、通常のM&Aよりも簡易な手続でM&Aを実行することが可能となります。

3 税務リスクの回避

大幅な債権カット(債務免除)がなされる場合、対象会社にも多額の債務免除益課税が発生し得ますが、民事再生、会社更生においては、期限切れ欠損金を損金として算入できることが法律上認められており、これによって対象会社が多額の免除益課税の発生を回避することが可能となっています。なお、裁判所の手続を用いない、いわゆる私的整理の場合にも、このような期限切れ欠損金の損金算入は可能とされますが、その要件は法的整理の場合に比して重いため、M&Aのスキームにもよりますが、倒産M&Aの方が税務リスクは回避しやすいと考えられます。

第3 倒産M&Aの主な手法

以上のようなメリットのある倒産M&Aについて、具体的な手法は対象会社の法的倒産手続の種類(破産/民事再生/会社更生)や買収目的等によって異なるところですが、以下では比較的に利用されることが多い、民事再生及び会社更生における、事業譲渡、会社分割、減増資(株式の取得)につい

てご説明いたします。

1 事業譲渡

例えば、対象会社の事業の一部だけの承継を希望する場合、事業譲渡の手続によることが比較的多くあります。これは真に収益性のある事業だけを承継対象とすることができる一方、以下でみる計画外事業譲渡という手続によって、同じ承継型の手続である会社分割よりも早期に事業の承継が可能というメリットがあります。倒産手続中の対象会社においては、時々刻々とビジネスや信用が毀損されていくことが避けられないため、この早期実現という点は事業譲渡の最大のメリットといえます。以下、民事再生及び会社更生における事業譲渡を概観します。

ア 計画外事業譲渡

まず、民事再生手続下の対象会社は、以下の要件を充足する場合には、裁判所の許可を経ることで、対象会社における株主総会特別決議なしに事業譲渡を行うことができます（民事再生法42条、43条）。

- ① 再生手続開始後の事業譲渡であること
- ② 事業譲渡が再生債務者の事業の再生のために必要であること
- ③ 再生債務者が債務超過であること（簿価ではなく実質的に判断される）
- ④ 事業譲渡が当該事業の継続のために必要であること

裁判所は、以上の要件充足性を判断して許可の可否を決めますが、その前提として債権者から意見聴取も行います。②や④の要件は抽象的ですが、事業譲渡の必要性に加えて、譲受人選定プロセスの相当性等も裁判所による判断の一要素となるため、実務的には入札によることが少なくありません。ただ、ここはあくまでもケースバイケースの判断で、入札手続を経るような時間的余裕がない場合等には、相対で

の事業譲渡も許可を得ることが可能です。早期実現という観点では、再生手続の申立前から協議を開始しておき、手続開始後速やかに裁判所への許可申請を行う、プレパッケージ型と呼ばれる手法もよくとられているところです。なお、時間軸は裁判所や事案毎にももちろん異なるところですが、東京地裁や大阪地裁等大規模庁の運用では、許可申請から2週間で許可を得ることも可能とされています（ただし、近時は財産評定という再生債務者の財産評価を行う手続の後でないと許可が得られにくいという裁判所もあり、個別の事案毎のスケジュールの確認がより重要となっております。）。

また、会社更生においても、民事再生と同様の要件及びスケジュールの下、裁判所の許可を経ることで対象会社の株主総会決議なしに事業譲渡を行うことが可能です（会社更生法46条）。

イ 計画内事業譲渡

上記のような計画外での事業譲渡は、再生計画案の提出時又は更生計画案の付議決定時までの期間中に認められるもので、比較的倒産手続の初期段階での実現に適しているものと考えられますが、他方で、再生計画や更生計画で事業譲渡を定めた場合には、これが債権者の多数決により可決され、裁判所の認可もされれば、やはり対象会社の株主総会決議なく実行することが可能です。この計画内の事業譲渡については、特に会社更生法の下では、①担保権が譲渡対象資産に含まれている場合でも、更生計画によって担保権を抹消することが可能であること、②更生計画において新会社の設立を定めることができ、この新たな会社を事業譲渡の受け皿会社とする場合には、広く許認可の承継も可能となること（会社更生法225条1項、231条）という大きなメリットがあります。

2 会社分割

事業譲渡において契約を譲渡対象とする場合、相手方の同意が必要になり、このことは上記の民事再生、会社更生の

手続下でも同じです。他方、通常の会社について会社分割を行う場合には、契約の相手方の同意は不要ですが、会社法上債権者保護手続等が必要になり、手続的に重たいというデメリットがあります。

この点、民事再生法においては、会社分割について特別な規定はなく、会社法上の手続を省略することはできないとされていますが、会社更生法では、更生計画で会社分割を定め、会社法上の手続を省略することが可能となります(会社更生法210条1項、222条、223条)。なお、会社更生における会社分割の場合、上記計画内事業譲渡の場合と同様の新会社設立方式による許認可の承継の他、登録免許税の軽減というメリットもあります(会社更生法264条5項)。

3 減増資(株式の取得)

倒産手続下の会社の株式を取得する場合、通常時とは全く異なるスキームになります。株主からの個別同意を得て株の譲渡を受けることや株式交換等と異なり、再生計画又は更生計画にて、一度対象会社を100%減資し、発行済株式を全て対象会社が取得し消却のうえ、新たに新株発行により増資するという、減増資と呼ばれるスキームを定めることが可能です。これによって、会社法上要求される資本金減少に係る債権者保護手続や株主総会決議等を省略したうえで、対象会社の100%株主となることが可能となります。

なお、民事再生の場合も会社更生の場合も、再生計画又は更生計画でこのようなスキームを定める必要がありますが、民事再生の場合は、計画で新規発行できる株式は譲渡制限株式に限定されており(民事再生法166条の2)、仮に公開株を発行する場合には会社法上の新株発行の手続を経る必要があります。他方、会社更生の場合には常に減資及び新株発行を更生計画に定めることが可能です(会社更生法175条、176条)。

第4 おわりに

以上のとおり、対象会社の取っている法的倒産手続の種類や企図しているM&Aのスキームにもよりますが、倒産M&Aは、通常時とは異なる手続で行われます。契約書のレベルでは、スキームを正確に反映させることはもちろん、倒産手続特有の裁判所の許可や計画の認可等を停止条件とすることや、契約違反があった場合に誰にどのような責任追及ができるか(できないか)について留意しておく必要があります(基本的には相手方に資力が乏しい場合が多いので、補償請求等ができない前提で価格設定をすることになります。スキーム次第ではブレイクアップフィー等の設定を検討すべき場合もあります)。

本稿が、倒産M&Aを検討されるきっかけとしての一助となれば幸いです。

企業再建のための特定調停のご紹介

野上 昌樹
Masaki Nogami

PROFILEはこちら

1 私的整理と特定調停

(1) 私的整理とは

弁護士が企業(事業)の再建に関する事案を受任した場合、まず、私的整理が可能であるかを検討します。

私的整理とは、民事再生手続などの法的再建手続を利用することなく、主に金融債権者との合意により、債権債務の整理を行うことです。まず私的整理を検討する理由は、民事再生手続などの法的再建手続を利用すると、①経営不振に陥っていることが広く販売先や一般消費者に伝わり、信用不安が高まること、②取引債権者に対する買掛金の支払いが棚上げになり大幅な債権カットが行われるため、従前の取引関係を維持することが困難になることにより、申し立てた企業の事業価値が大幅に毀損することが通常だからです。事業価値が毀損すると、債権者に対する弁済も減少することは言うまでもありません。

一方、私的整理は、金融債権者のみを対象に原則非公開で実施されるため、①私的整理をしていることが広く知れ渡り信用不安が高まることはなく、②取引債権者の取引債権は約定どおりに支払われるため取引関係に影響もありませんので、申し立てた企業の事業価値は維持されることになります。

私的整理には、第三者機関を全く利用しない「純粹私的整理」と、第三者機関の関与のもと一定の準則に従って手続が実施される「準則型私的整理」があります。「準則型私的整理」の代表的なものは、事業再生ADR¹、REVIC(地域経済活性化支援機構)²による再生支援手続、中小企業再生支援協

議会³による再生支援事業が挙げられます。

リスク(金融債務の元金支払を棚上げし利払いのみを行うこと)のみで再建が達成できる場合は「純粹私的整理」にて処理すること多いですが、金融債務が過剰な状況で債権カットを受ける必要がある場合には、債権カットを行った場合に金融機関に無税償却が認められるなど税務上の処理が明確である「準則型私的整理」を活用することになります。

(2) 特定調停とは

特定調停は、債権債務の整理のために裁判所で行われる民事調停の一種であり、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(「特定調停法」)を根拠法令とし、主に金融債権者との合意により、債権債務の整理を行います。

私的整理の一種にあたりますが、裁判所を活用するという点にその特色があります。第三者機関を利用する点では「準則型私的整理」に類しますが、特定調停には、明文化された準則があるわけではなく、「準則型私的整理」そのものではありません。

特定調停は、個人の多重債務者が借入債務を整理するために用いられることが多く、最近では、企業が破産や民事再生をした場合に、保証人である代表者の債務整理を経営者保証に関するガイドラインに沿って行うためにも活用されていますが、案件数は多くないものの、企業(事業)再建のための手段としても活用されています。

1: <http://turnaround.jp/adr/index.php> 参照

2: <http://www.revica.co.jp/business/regen/index.html> 参照

3: (東京の場合) <https://www.tokyo-cci.or.jp/regene/saisei.html> 参照

2 地方裁判所における企業再建のための特定調停の運用状況について⁴

特定調停は民事調停の一種であり、その特則となっているため、手続は、特定調停法や特定調停手続規則だけでなく、民事調停法、民事調停規則によっても律されます。

特定調停は、簡易裁判所で、調停委員会を調停機関として実施されることが通常ですが、東京地方裁判所や大阪地方裁判所では、企業再建のための特定調停を、倒産専門部に所属する事業再生に通曉した裁判官の関与のもと実施しています。

当該特定調停は一般的にはあまり知られておらず、活用事例も多くありませんが、当職は、後述の理由により、もう少し活用されることが望ましいと考えています。

(1) 申立てについて

まず、申立てにあたっては、裁判所での事前相談が必要です。事前相談にあたっては、企業(事業)再建のための事業再生計画案が存在していることが前提とされており、事前相談前に、現在の財務状況、現在に至る経緯、金融債務の負担状況を踏まえた財務状況等を分析するために、会計士による財務デューデリジェンス(DD)を行い、それを踏まえた事業再生にかかる事業再生計画案を策定しておく必要があります。しかし、金融債権者に私的整理の申し出をする際にも同様の準備が必要となるので、上記負担は特定調停固有のものではありません。

ちなみに、特定調停に関しては、特定調停法及び特定調停手続規則により、原則申立てと同時に、申立人の資産負債その他の財産状況や損益、資金繰り、金融債権者の状況等を明らかにする必要があることが明示されています。

企業再建のための特定調停と同時に、経営者保証に関する

ガイドラインに基づいて代表者の保証債務の整理をする特定調停を申し立てることが多いと思いますが、この保証人に関する特定調停も、企業再建のための特定調停と並列的に審理をする前提で地方裁判所にて受理されます。保証人についても、DDを行い、弁済計画案を事前に策定しておく必要があります。

(2) 調停機関や調査嘱託について

次に、調停の進行ですが、大阪地方裁判所では、調停機関としては裁判官が単独で行っているとのことであり、申立人から提出された事業再生計画案の合理性や相当性について、事業再生に通曉した弁護士に調査嘱託⁵を行っているとのこと。

調査嘱託については、民事再生手続における監督委員の経験者である弁護士が受嘱することが通常であり、当該弁護士は、計数関係を精査するために公認会計士を補助者として利用することが多いと思われます。

また、調査嘱託に必要な費用は、負債額が同規模の民事再生手続における監督委員の費用を上限として事案に応じて決められているようであり、関係会社が複数にわたる場合などについては単純に加算するのではなく一定の配慮をいただけるのではないかと思います。私の感触では、負債総額が20億円くらいの企業であれば、費用は、事案や事情に応じて200万円から400万円までの範囲といったところです。⁶

(3) 調停期日について

具体的な期日の進行ですが、第1回調停期日は、事業再生計画案の説明をし、申立人から調査嘱託を申し立て、同日付けで受嘱弁護士を決定する。受嘱した弁護士は、第2回調

4: 近時の実務については、川畑正文他「はい6民です お答えします 倒産実務Q&A」第2版Q159(645頁以下)において大阪地方裁判所での最近の取扱いが公表されているので、裁判所実務についてはこれを参考にしている。

5: 裁判所は、必要な調査を官庁などの団体に嘱託することができます。

6: 準則型私的整理については、いずれも相応の手続費用がかかりますので、特定調停が特に高額ということはないと思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

調停日までの間に、金融債権者からの意向聴取、申立人からのヒアリング、会計帳簿の調査等を行い、事業再生計画案の合理性、相当性について意見書を作成し、期日前に提出する。第2回調停期日では、受嘱弁護士から意見書の説明を行う。第3回調停期日において、事業再生計画案、調停条項に対する賛否を問うといった流れが最も順調に進んだ場合かと思われます。

このような順調に進行するケースの場合であっても、第1回と第2回の間は、受嘱弁護士の調査や意見書作成のため、2か月程度は最低でも必要になります。また、第2回と第3回の間は、金融機関が取締役会等で債権放棄のための稟議を上げる必要があるところ、通常そのような会議は月に一度程度しか開催されないため、最低でも1か月は間隔をあける必要があります。

通常は、当初想定していなかった様々な問題が生じるなどしますので、上記のとおり順調に推移することは難しく、調停条項に対する賛否を問う調停期日までの間に、そのような諸問題を解決するため、調停期日を重ねることになるのが通常と思われます。

(4) 調停の成立に向けて

調停期日間も、申立人代理人弁護士は、金融債権者を訪問して事業再生計画案を説明し、賛成してもらえるよう説得活動が続けることになります。しかしながら、受嘱弁護士から事業再生計画案について合理性も相当性もあるとの意見書が提出されているに関わらず、どうしても賛成してもらえない金融債権者が一部出てくることがあります。

一部の金融債権者が反対するなどして調停が成立する見込みがない場合には、裁判所は決定により調停条項を定めることができます。この決定は民事調停法第17条に基づいて

発令されるため「17条決定」と呼ばれています。

この点、大阪地方裁判所では17条決定を発令したことはないとのことですが、金融債権者からは、積極的に同意はしにくい17条決定の発令を受ければ、それに対して異議申立はせず消極的には受け入れる用意があると言われることも多く、東京地方裁判所では、そのような場合に発令することもあるとのことです。この辺りは各事件の個別事情に大きく関わる話で一般化はできないと思われますが、十分裁判所と協議をしておく必要がある点と思われます。

(5) 金融機関にとっての税務上の取扱い

金融債権者にとって最大の関心事は、事業再生計画案に基づいて債権放棄を行った場合に無税償却できるかという点になりますが、地方裁判所による企業再建のための特定調停は、法人税基本通達9-6-1(3)ロ「行政機関又は金融機関その他の第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの」⁷⁾に該当するものとして⁸⁾、損金処理が認められるものと考えています。

3 若干の感想

当職が地方裁判所による企業再建のための特定調停の申立てに関与して感じたことは、特定調停は、債権放棄を受けなければならない事案において、債務者が比較的主体性をもって手続を進めることができる有用な手続であるということです。もちろん、他の準則型私的整理においても主体的に手続を進めることができるものはありますが、比較的中庸な費用で、柔軟な手続運用がなされるなど、他の手続と比較して活用しやすい面が多々あると考えています。また、積極的に賛成しにくい事情があるものの受入れはやむなしと考えている金融債権者が存在することは比較的多くの事例で見られます

7: 法人税基本通達9-6-1(3)イ「債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」

8: 国税庁HPの質疑応答事例・法人税「法人税基本通達9-6-1(3)ロに該当する貸倒損失(特定調停)」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/14/03.htm>)

ので、前記の17条決定が積極的に運用されれば、特定調停の意義は更に高まります。

このように考えると、裁判所という最も中立公平であると認められている機関を活用できる特定調停のメリットは相当高いように思います。

もちろん、先行事例が少ないことから、金融機関や裁判所も経験が少なく、まずは関係者にとって受け入れられやすい事案から導入していくといった工夫が必要になると思われますが、地方裁判所による企業再建のための特定調停が今まで以上に活用されることで、事業価値の毀損を避けるための私的整理に古くて新しいメニューが加わることになればよいと考えています。

倒産手続と登記・登録の重要性

～あるリース物件を例にして～

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



1 はじめに

契約の相手方について、破産・民事再生手続が開始されると、破産手続であれば破産管財人が選任され（破産法31条）、民事再生手続であれば当該相手方は再生債務者となります（民事再生法2条1号）。このように相手方の属性が変化する結果、従前であれば主張できたことも、破産・民事再生手続開始決定後になると主張できなくなることがあります。

そこで、以下では、そのような例の一つとして、リース物件の使用者について破産・民事再生手続が開始された場合におけるリース会社の別除権の行使の可否について、具体的なケースをもとに解説いたします。

2 ケース

株式会社A社は大型車両を用いて土砂の運搬や公共工事等を行っている。A社は事業において使用する大型車両（いずれも登録ができる物件）をリース会社からファイナンスリース契約により調達していた。リース会社は、登録費用の節約やメーカー（サプライヤー）とリース会社が関連会社であって融通の利く関係であることから、リース物件である大型車両の登録をメーカーのままにしていた。その後、この状態のまま、A社についての民事再生手続が開始された。

登録

メーカー（サプライヤー）

売
買
契
約

ファイナンス
リース契約

リース会社

A社

登録なし

民事再生開始



3 解説

（1）破産管財人・再生債務者の第三者性（原則論）

上記のケースでは、リース会社は、A社の再生手続開始決定時に、リース物件である大型車両について所有者としての登録を有していませんが、リース会社は再生債務者A社に対して別除権を主張することが認められるのでしょうか。

まず、登記・登録ができる物件の物権変動は、登記・登録がなければその効力を「第三者」に対して主張することができません。ここでいう「第三者」には、破産管財人や再生債務者も含まれるとされています。そのため、再生手続開始決定時に登録を有しないリース会社は再生債務者A社に対して原則として別除権を主張することができません（なお、紙幅の都合上、詳細は割愛しますが、所有権留保に関する最判平成22年6月4日・民集64巻4号1107頁も結論においては同様です。）。)

なお、破産管財人は、裁判所が選任した、破産者とは無関係の人ですから、「第三者」に該当するとされることは感覚的に分かりやすいと思います。他方で、再生債務者については、原則として、再生手続開始前後で代表者に変更がなく、再生手続開始決定後も財産の管理処分権を継続して有していることから（民事再生法38条1項）、「第三者」には該当しないとも思えますが、再生債務者は再生債権者のために公平かつ誠実に財産を管理処分すべき義務を負い（同条2項）、再生債権者の利益代表機関としての責務を負うことから、「第三者」に該当すると考えられています。

（2）背信的悪意者の主張（例外論）の可否

もっとも、「第三者」である再生債務者A社がいわゆる背信的悪意者である場合、リース会社は登録なくして再生債務者A社に別除権を対抗できると考えられます。第三者の善意悪

意について、破産の場合には破産管財人ではなく破産債権者全員を基準に判断されると考えられており、民事再生の場合には再生債権者全員を基準として考えるべきとされています。

そうすると、本件では、再生債権者の数が極めて少数でその全員がA社の事業内容に精通していたような場合でもない限り、再生債権者全員が、当該物件がリース物件であることを知っていたというケースはないと思われます。そのため、再生債権者全員を基準とすると、少なくとも再生債務者が背信的悪意者であるとはいえないと判断される事案が多いと思われる、このような一般的な事案においては、リース会社は再生債務者に対し、背信的悪意者である旨の主張ができないことになります。

(3) 最判平成10年2月13日の法理(例外論)の適否

なお、第三者の悪意を立証できなくとも、客観的状況から第三者を民法177条の「第三者」として保護しないとしたものとして、最判平成10年2月13日・民集52巻1号65頁があります。この判例は、通行地役権についてのものであり、担保権にその射程が当然に及ぶとはいえませんが、仮にこの判例の考え方が再生債務者の「第三者」性の判断にも及ぶとすると、リース物件の使用状況といった客観的な状況から当該物件がリース物件であることを再生債権者が認識できたとして、この判例の説示する信義則の法理により再生債務者が民法177条の「第三者」に当たらないとする余地が全くないわけではありません。他方で、この判例は信義則をその根拠としている反面、再生債務者は再生手続開始の決定に応じて上記のとおり公平誠実義務を負うことが再生債務者の「第三者」性の根拠の一つであるため、単にリース物件に関する客観的状況と、これについての再生手続開始前の再生債権者の認識のみを基礎として「第三者」性を否定するような場面は、中々想定しづらいのかも知れません。

なお、大阪地裁平成20年10月31日・判タ1300号205頁が、再生手続開始決定前に根抵当権の設定登記を遅らせるよう

な不誠実な行為を再生債務者が行っていたとしても、そのことは再生債務者の「第三者」性に影響を与えない旨を判示していることなども、再生債務者の「第三者」性を理解する上で、参考になるものと思われます。

(4) さいごに

以上で検討したとおり、リース会社の立場からは、ユーザー(A社の立場)である会社が破産・民事再生手続開始に至る可能性を考慮して、リース物件の購入後速やかに所有者としての登録を得ておくことが肝要といえます。特に、前述のケースのように、登録費用の節約のほか、メーカー(サプライヤー)とリース会社が関連会社等で融通の利く関係であることから登録をメーカー(サプライヤー)のままにしておく例が見られますが、A社がひとたび破産・民事再生手続開始に至れば、そのような事情が考慮されることはなく、破産法・民事再生法のルールに従って画一的に処理され、リース会社による別除権の行使は認められないことになるので注意を要します。

なお、今回はファイナンスリース契約を例として説明しましたが、抵当権等の典型担保権はもちろん、所有権留保や譲渡担保等の非典型担保権についても、開始決定時に登記・登録がなければ、原則として破産管財人・再生債務者に対抗できないことは同様ですので、担保権者の視点で見れば、基本的なことではありますが、登記・登録を怠らないことが重要といえます。